

### 第39回 函館市自治基本条例策定検討委員会 要旨

日時 平成20年12月11日(木) 18:30~20:30

場所 函館市役所8F 第1会議室

#### 1. 開会

#### 2. 条例原案の全体調整について

(事務局)

「函館市自治基本条例策定検討委員会資料(全体調整12月11日検討委員会)」により条例全体の調整をさせていただきたい。

まず、前文であるが、“さらに”は、函館市の条例では漢字を使うのが通例となっており漢字の“更に”に訂正させていただきたい。

2-1であるが、文書法制課とも協議したが“北海道と本州を結ぶ玄関口”は、“結ぶ玄関口”“何の玄関口”という表現が必要ではないかということで、総合計画にもあるような“～結ぶ交通の結節点”という表現、または、“玄関口”という表現に思い入れがあるのであれば、“北海道の海の玄関口”の方が適切ではないかということである。

また、“様々”は市の条例ではひらがなを使用していることから、ひらがなの“さまざま”に訂正させていただきたい。

まずは、この3点についてご議論いただきたい。

(板本委員)

前文起草委員会では、“～結節点”という議論もしたが、一般市民にも分かりやすいようにと現在の表現した経緯がある。

(事務局)

調整案は“結節点”を使おうということではない。我々も前文起草委員会にも参加させていただいたが、“結節点”は市民に分かりづらいという議論もあり、“北海道の海の玄関口”という表現ではどうかということである。

文章的に“北海道と本州を結ぶ”であれば“結節点”であり、“玄関口”であれば“北海道の海の玄関”ということになるのではないだろうか。

(川田委員)

海の玄関口は、アイヌの人たちの存在を考慮したということではないのか。

(事務局)

そこまでの議論ではない。前文起草委員会でもアイヌの人の交易や北前船などもっと古い歴史はあるが、国際貿易港としての開港が函館市の歴史上のターニングポイントで、ここから前文を起草していった。

(丸藤委員)

結節点という言葉は難しい。どちらかと言えば“海の玄関口”の方がよい。

(長尾委員)

どちらかと言われると“海の玄関口”がよいと思うが、函館は空港もあり、空の玄関口でもあることから、原案どおり“北海道の玄関口”でよいのではないか。

(事務局)

開港の歴史的な経過から記述しているので、“海の港”ということでよいと思う。

(敦賀委員)

開港の歴史もあり“海の玄関口”ということでよいのではないか。

(事務局)

“北海道の海の玄関口”ということで整理してよいか。

異議なし

“さらに”と“さまざま”は調整案どおりとしてよいか。

(横山委員長)

行政用語はこういう使い方をするのか。

(事務局)

自治体によって様々である。函館市の条例としてのルールであり、他にも“又は”“及び”はひらがなを使う。また“、”は“,”を使うなどのルールがある。この辺はご理解願いたい。

異議なし

(事務局)

次に“わくわく”の表現であるが、まず、“あふれ”と“わくわく”の間に“,”が入るとのことと“わくわく”という表現が文書法制的にあまりにも抽象的すぎるのではないかとということで、市民の皆さんにイメージが付くのかということもあり、この場での各委員さんのイメージを聴きたい。

(丸藤委員)

私としては、あえてここで抽象的なことを入れることにより、意味があると考えている。“わくわく”という表現は、市民一人ひとりのイメージは違うと思う。その違うそれぞれの“わくわく”を函館で生かしていくことに意味があると思う。みんなが同じ価値観で同じものでいくということではなく、それぞれ違うものが繋がることでよいまちになっていくと考えている。

条例にあえて“わくわく”をいれることで、函館はちょっと他とは違う“いいまち”というイメージがわくのではないかと考えている。

(板本委員)

起草委員会でも議論したが丸藤委員のこうした思いを理解して役所的ではないが、平易な言葉として“わくわく”をいれることとした。

(事務局)

条例では、分かりづらい言葉はきちんと定義をして誰もが間違わないようにするが、価値観を任せるとするのは、条例を創る上では、正反対のことである。

(丸藤委員)

現実として、価値観というものは、それぞれ違うものである。数学の方程式であれば、みんな一致するのであろうが、それ以外のあらゆる言葉は、みんな違うイメージを持つ。例えば“美しい”という言葉でも人によってそれぞれ価値観が違ふし、“暮らし”でイメージする暮らしぶりもそれぞれ違ふと思う。言葉をきちんと定義して客観的な説明をつけなくてはならないということであれば、何の言葉も使えなくなってしまう。

(事務局)

難しいところであり、度合いの違いはあると思う。“夢と希望”と“わくわく”では、イメージする範囲が大きく違ふのではないか。

(丸藤委員)

逆に“わくわく”という気持ちは、そんなに違わない。“夢と希望”の方が創造性があり、かなり格差があり、レパートリーが広いと思う。

(事務局)

前文起草委員会では、こうした議論を踏まえて“わくわく”とした。起草委員以外の委員さんの意見も聴きたい。

(大江委員)

抽象的と言われれば“夢”も“希望”も“わくわく”もすべて抽象的である。“わくわく”が何が違ふかと言えば、感情や情緒が入っている点である。“わくわく”は直接私たちの心に響いてくる。だから、前文の中で浮いているのは間違えない。しかし、それをいろんな思いから入れたいというのはあってもよいと思う。要は、そういう言葉を条例で使ってよいかという問題である。

(横山委員長)

前文起草委員会から、案を頂いた時には検討委員会としても特に違和感なく受け止めたと思う。確かに情緒的ではあるが、それはそれでいいと思う。

(板本委員)

確かに、それでなければ全体が平坦すぎる。

(横山委員長)

前文で気持ちが入った方がよい。

(敦賀委員)

市民憲章でも同じような議論をした。それは、分かってもらえると思う。

(事務局)

それでは、“あふれ”と“わくわく”の間に“,”を入れ、このまま“わくわく”を残す原案でよいか。

異議なし

次ぎに、5 - 1であるが、一般的に“一人ひとり”は“いちにんひとり”と書くが、他の条例で“いちにんいちにん”と漢字を使っていることから、“一人一人”とさせていただきたい。

(川田委員)

どちらが最高規範か分からないのではないか。

(事務局)

今後、条例を制定するに当たって、例規審査があるが、検討委員会での意見については、先ほどのさらにも含め、一般的な使い方ができないかは、事務局としても意見を言わせてもらう。

異議なし

5 - 2 , 3 ですが、後ほど、“理念”のところで“主役”という言葉を整理してから、整理したいので、ここでは省略させていただく。

5 - 4 ですが、市民社会をつくるという言葉の意味もあるが、条例全体を見たときに、目的を“市民自治によるまちづくりを実現する”としていることから、条例の流れからいうと、目的に繋がるような前文であったほうがよいと考え、市民社会をつくるということは“市民自治によるまちづくりを進めていくことが”としてはどうか。また、前文起草委員会でも市民社会の言葉について議論した。大江委員からもこの「市民社会の定義は難しいですね」ということもいただいた。こうした市民社会という言葉の意味合いからではなく、条例全体の流れから“市民自治によるまちづくりの実現”ということではどうかということである。

(横山委員長)

市民自治とすると新たな市民自治ということに引っかかりがある。

(事務局)

“新たな”は削除させていただく。

(横山委員長)

それであれば、私はいいと思うが、皆さんはどうか。

(板本委員)

前文起草委員会で大分議論した。市民社会は、学術的に難しいがここでいう市民社会は違うよということを解説書にも書こうということで市民社会という言葉にした。

(事務局)

ある意味、条例の目的を議論する前に前文ができあがった。いかに、条例全体の流れを前文から目的、理念、原則へと繋げていくかということから市民自治に置き換えてはどうかということである。

(長尾委員)

皆さんがよいというのであれば、仕方がないが、前文起草委員会では十分に議論をした。置き換えることに少し違和感がある。

(事務局)

前文起草委員会でも8回にわたって議論を深めていただき、各委員の皆さんにも積極的に関わっていただいた。そうしたことから、特にこの前文については、原案を最大限尊重したいと思っており、文言の整理などは行ったが、意思を変えるような調整はしないようにと心がけている。

しかし、大江委員が言った市民社会という言葉の意味ですとか、条例における前文の役割ということを見ると、ここで、市民自治ということをきっちり謳っておいた方が、よいのではないかとということで、今回調整させていただいている。

(市居委員)

文書法制課で前文も調整されることがあるのか。

(事務局)

一定程度の文言の整理やカンマの使い方などの調整はあると思うが、文書法制の審査に委ねてみないと分からない部分もある。しかし、基本的には、検討委員会から原案を尊重していただきたいとは思っている。

(事務局)

前文起草委員の皆さんも含め、このような訂正でよろしいでしょうか。

(板本委員)

起草委員会でも市民自治という言葉もでたが、市民社会とした。

(事務局)

そのときには、条例の目的がまだ検討委員会で議論されていなかった。そうしたことから、起草委員会では様々な単語がでたと記憶している。例えば市民自治、市民社会、地域社会などの単語が出ていたと思う。しかし、条例の目的が定まったことから、自ずとこの部分は、変わってくると思う。

(佐々木委員)

前文起草委員の中では、市民社会という言葉は何回も議論した。他の自治基本条例では、使われていないこの言葉を使う事に意義があり、新たな市民社会という言葉がこれから創られるであろう自治基本条例にも影響し、函館市の自治基本条例の先進的な意味合いを持たせた。事務局が言うように目的が決まった中で、訂正することに意義は唱えないが、市民社会という言葉がなくなることは残念な気持ちがある。

(事務局)

今後、皆さんに創っていただいた条例案は、庁内の調整や文書の審査の中で文言が変わるかも知れない。しかし、皆さんのそうした思いや考え方は、提言書の中の基本的な考え方に記載し、皆さんのこの議論の痕跡をしっかりと残していきたいと考えている。こうしたことで新たな市民社会は市民自治に置き換えさせていただく事でよいか。

異議なし

5 - 4 (重複) であるが、市の公用的には“関わる”は“かかわる”としたい。

6については、市民、議会、行政としているが、本文では行政を市としていることから、前文においても市としたい。

異議なし

本文については、前回までに議論を頂いた部分の確認を含めて、確定させていただきたい。

【第1条目的～第3条条例の位置づけ】

(資料により訂正案の確認・確定)

異議なし

12の第4条基本理念についてであるが、主役という言葉が抽象的すぎるということですが。

主役と脇役という使い方もままあると言うことを含め、倒置法的な使い方がここだけという事も踏まえて、“市民はまちづくりの主体です”ということではどうか。もう一つ、市民が主役か主体ということであっても、市や議会がどのようにまちづくり関わっていくことも規定することが必要ではないかと考え“議会および市は市民の信託により市政を進める”ことも理念としてはどうか。

(佐々木委員)

主体は意味合いが違うと思う。

(丸藤委員)

主体では、意味が分からない。主役の方がイメージが付きやすい。辞書では、主役は主要な役目または役割の人ということであり、主体は元来根底にあるもの。作用の主云々と、こんな訳の分からない言葉ではない方がよいと思う。

(事務局)

いわゆる地方自治を語るときに“市民が主体の～”とは、よく使う言葉であり、主権者的な意味合いをもち、また主体・客体ということでも使う言葉である。ここは言葉の意味合いだと思う。

ただ、主役という言葉の意味はしっかりしておかなければならないと思う。まちづくりの主役ということはどういう事なのかをしっかりと考え方に記載する必要がある。それは、主権者であったり、主体であったり、時には客体であったりとか、要はまちづくりは市民のために行われるものですよということを共通認識としての考え方で提言していただきたい。

(横山委員長)

文書法制的な問題はあるにしても、検討委員会としては、“まちづくりの主役は市民です”というのは、非常に分かりやすい表現でよいと思う。

どうしても齟齬があるのであれば、条例化する際に文書法制的に直していただくしかないと思うが、もっとやさしい言葉を使っている条例もあることから生かせるとは思う。

(事務局)

他都市の自治基本条例で基本理念はほとんどが主体であったり主権者であったりする。そうしたことから、こうした意見を述べさせていただいた。

(川田委員)

確かにニュアンスが違う。ここで議論した主役と置き換えられた主体は多分意味が違っている。

(事務局)

それでは、主役という言葉の意味を検討委員会の議論を踏まえ、共通認識として提言書の考え方にきちんと書いた上で、原案のとおり提とすることとしたい。

異議なし

2項はどうか。

(横山委員長)

議会の役割や市の役割などを結構きちんときていしているのだから不要ではないか。逆に希薄になってしまうような気がする。

(事務局)

条例の体系を考えたときに基本理念の市民・議会・市の規定が後の個別規定に繋がるのではないかと考えた。

(横山委員長)

市民の中に議員も入れれば市の職員も入る。第1項だけで十分言えると思うが。

(沢口委員)

言われれば、市や議会に対する理念が抜けているとは思いますが、いらないと思う。

(木下委員)

第2項が入るのであれば、第1項は主体となるべきである。第1項を議会や市の立場なども踏まえて、主役と整理したところである。逆に2項を入れるのであれば、1項の“まちづくりの主役市民です”に合わせて“市や議会は市民が主役のまちづくりを進める”というふうになると思うが市としての齟齬があるかもしれないので2項はなくてもよいと思う。

(事務局)

それでは、第2項は入れないということによいか。

異議なし

ここで、基本理念で主役という言葉で整理したことから、前文(2ページ)に戻って頂きたい。基本理念で主体ということ整理がつけば、前文においても主体に訂正することが必要としたところであるが、これが主役ということ整理されたことから、原文のまま“一人一人が主役となり～”という原案のままということとしたい。

(横山委員長)

起草委員会では、そういうやさしい文言にしたものを“まちづくりの主体であることを強く自覚し”ということにすると起草委員会の趣旨と大分違ってくる。

異議なし

(事務局)

#### 【第5条基本原則】

(資料により訂正案の確認・確定)

異議なし

(事務局)

次に、参加および協働に入りたいが、条例の重要な部分であり、最終調整に委ねられた部分もあることから皆さんのイメージを合わせておきたい。参加・協働に関するイメージ合わせ資料をご覧頂きたい。これは、皆さんでご議論頂いた第8条と第9条をゴシック体で、四角の中は、これまでの議論を踏まえ、また、できあがった条文から読み取れること、さらには、議論の言外での雰囲気から“参加・協働”のイメージが考え方を示した。

まず、第8条の“市は、まちづくりへの市民の参加を推進します。”であるが、市民自治を広げ、協働によるまちづくりを進めるには、まず、市民がまちづくりへ参加することが第一歩であり、市は市民のまちづくりへの参加を積極的に推進することが必要であり、こういう思いで市民参加を推進することを謳っている。ここは大前提でありあまり議論がなかったがこういう考え方でよろしい

か。これが提言の考え方にはいいベースになってくる。提言の考え方については、また訂正の機会はあるが、この考え方に大きな齟齬がなければこれで進みたい。

異議なし

第2項であるが、議事を改めて確認をしたところ、事務局としてもなかなかイメージが付きづらい部分であり、ここを改めて皆さんのイメージとしっかり合わせておきたい。

“市は、まちづくりへの市民の参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供、まちづくり担い手となる人材の育成などその仕組みの整備に努めます。”としているが、

まず、検討委員会の中、さらには委員長もおっしゃっていただいたが、どちらかと言えば、より活動が多い市政への参加というものが参加のイメージであるとしていた。こうした議論を踏まえ、まず、活動の場の提供とは、市が開催する各種審議会、ワークショップ・フォーラムなどであり検討委員会では、こうしたものを条文に列挙することも議論していただいたが、これは解説書へ記載しようということとしている。しかし、後の定義の議論でまちづくりを市政に限らず大きな定義でおいたことから、前回“まちづくりへの市民参加推進のため”を“まちづくりへの市政への参加のため”との調整意見を述べさせていただいたが、これはやはりまちづくりへの参加ということが重要とされたところであり、こうしたことを踏まえると活動の場とは、市政に限らず、市民が主体に行っているまちづくり活動、例えばNPOが行うボランティア活動や野外劇、港祭、150周年記念事業などのまちづくりイベントも包含するということでまとめてみた。

次に、機会づくりについては、議事を確認すると、活動の場を創ってもらっても、各種団体や会社の役員は委員会の委員の就任依頼やフォーラム案内もくるが、多くの市民にはなかなかそういう機会もないということで、各種団体などの構成員に限らず、広く一般市民にも参加の機会をつくることが必要ということが機会づくりとしていた。

また、情報提供については、そのための情報を広く発信することといたところであり、これらを総合して第2項の条文を整理すると、

“市は、まちづくりへの市民の参加を促進（推進）するために、審議会の公募枠やワークショップを増やすなど広く一般市民が市政への直接に参加する場などの整備や情報発信に努めるほか、市民が主体のまちづくり活動を増やし、広く一般市民が参加できる制度、例えば、イベント等への支援や人づくり事業、人材育成などの仕組みの整備に市が努める。”となるのではないかと考えた。つまり、市が直接関与するものではない団体のイベントや活動にも市民が参加できるような支援や仕組みの整備を市が推進（促進）しようということになる。長々と説明したが、検討委員会での議論経過や議事を確認し、また、まちづくりの定義も想定した中ではこういう意味合いとなるのではないか。

（川田委員）

かなり正確にまとめていると思う。

（横山委員長）

ただ、かなり狭い範囲の市政ではない。それから民間がやっているまちづくりだけでもない。両

方はいる部分もある。そうした意味では今回は整理がうまくできている。

(事務局)

検討委員会の議論では各種審議会やワークショップ、フォーラムなどへの参加ということが参加のイメージということで今回は、“まちづくりへの参加のため”を“市政への参加のため”と意見を述べさせていただいたが、まちづくりへの参加との議論を頂いたことから、事務局なりの考え方をまとめてみた。これに対し、市が民間のまちづくり活動への支援の仕組み整備をするまでもないと言ふような意見などはないか。

(板本委員)

市政への参加と民間まちづくりへの参加ということで事務局のまとめた考え方でよい。

異議なし

(事務局)

それでは第3項に移らせてもらう。“市は、まちづくりに関する市民からの提案について、これが反映されるように努めます”であるが、これもどちらかと言うと市への市民からの政策提案制度みたいなもの想定してご議論いただいていたことから、前回“まちづくり”を“市政”に置き換える意見を述べさせていただいたが、ここも、まちづくりに重きを置くということでしたから、市民の意見や提案は、まちづくりへの市民参加を推進する立場から、市民からのまちづくりに関する建設的な提案については、市政へ反映できるものは積極的に反映させるほか、市民主体の活動への意見、例えば「あっちの団体でこういうことをやっているがこの団体でもできないだろうか」などといった市が直接的に何らかのことができないにしても、それが建設的な意見であったとすれば、関係団体、(町会やNPOなど)と連携・調整を図りながら、提案の反映に努めることが必要という考え方をまとめてみたがどうか。

異議なし

次に、第4項であるが、これは、市政に限った条文であると思う。市は、政策の立案、例えば審議会やワークショップなど、実施、例えば協力して行うイベントなど、評価、例えば行政評価にかかる外部評価などが考えられると思う。こうしたことに市民が積極的に参加してその意見が適切に反映される仕組みの整備・充実に努めることが必要ということとなる。

ここで反映される仕組みの整備・充実に規定することが必要かと思う。“反映されるよう努めます”でもよいのではないかということで、カッコ書きさせていただいている。

(横山委員長)

そちらのほうがよいと思う。

異議なし

(事務局)

文言は後ほど整理させていただくが「参加」については、このような理解で進めたいと思う。

それでは「協働」に移らせていただく。

第9条の市民、議会および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。これについては、基本的な考え方であることからブレは

ないと思うが、市民、議会、市はそれぞれ立場や役割が違うことから、互いにその立場を理解し、信頼関係のもと対等な関係をもって三者がまちづくりを協働して進めることが必要という根幹たる精神を規定したとういことである。

異議なし

次に、第2項の考え方であるが、協働について議論した際に最後にもう一度議論しようということになっております。これは、やはり、参加との重複感ですとか、言葉の意味合いが分からないですとかの議論があり、持ち越しとなっている。議論の経過を踏まえて事務局なりに整理すると協働によるまちづくりを進めるうえでは、市民側の主体として、町会やNPOやボランティア団体の役割が大きい。いわゆる協働の市民側の受けてとしての団体の役割が大きくなることから、市はこうした市民（個人なのか団体なのか当時定義はなかったが、多分皆さんは個人をイメージしていたと思うが）が協力したり活動できる場を市が提供するという。また、市民が個人としてまた団体として活動するための環境づくりということで、たとえば機会であるとかきっかけというような言葉を選んでいっているうちに、環境でよいのではないかということになってしまい、具体的なものが持ち越しとなっている。どちらかというに参加のきっかけとか機会づくりに近いイメージだったが、環境とした場合には、例えば活動の際に育児ルームを設けるだとか、市民が参加しやすい時間帯に活動するだとか、行政が活動の制約や壁を取り払うなどといったことが考えられるのではないかということであろうと思う。情報提供や人材育成は言葉どおりの解釈でよいと思う。

（横山委員長）

やはり、参加協働を議論しているときに重複感はあった。同じような文言が並んでいたという側面もあって、委員によっては、機会づくりなどは参加で規定するのがいいか協働で規定するのがいいかを議論して、結構分かれたところであり全体をみてもう一度決めましょうということになっていた。今回、事務局が整理した考え方は、うまくまとまっていると思う。

（事務局）

しかし、市が協働の担い手であるNPO等に活動の場を提供するとかという支援のあり方を規定できるかという問題もあるかと思う。主語として市でよいのか。また主語を変えて市民同士がこういことをしまししょうということでは意味があると思うが、市として市民同士が協力しあえる場をどのように提供できるのかということで、例えば、丸藤委員の団体で指定管理者を行っている地域まちづくり交流センターはそういう意味でのハードとしての場を提供したとは思いますが、ソフト面での場の提供を市がどこまでできるかということである。

（横山委員長）

活動の場というとハード面が大きい。環境づくりというと事務局で示したようなイメージである。

（事務局）

参加での場の提供では、審議会であったり、ワークショップであったり、フォーラムといったどちらかというソフト面での議論であった。

（横山委員長）

協働の際には、場の提供はハードのことをいっていたのではなかったか。

(事務局)

当時の議論では、参加の項目と同じイメージで、審議会やワークショップなどのソフト面が議論されていた。

(横山委員長)

参加では、割とそういうニュアンスであるが、協働での場の提供は本当の“場”である。

(事務局)

第8条2項と第9条2項はもう一度整理するが、その前に3項を整理してしまいたい。

市は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、市民の自主性および主体性を尊重します。ということで、市は協働のまちづくりについて様々な支援をするが支援もするが口も出すではないということ。市が「あーしなさい、こーしなさい」といった上から目線の関与があっては、市民(個人・団体)の協働に対する意識や自立性が生まれてこない。こうしたことから、市が支援しようとして、いま市は、市民の自主性や主体性を尊重することが重要であるということでブレはないと思うが。

異議なし

それでは、改めて第8条2項と第9条2項の整理をしたい。

(横山委員長)

整理しなくてはいいないが、そこが整理しきれていない。

(事務局)

それぞれの考え方は、今回示した考え方で大きな間違いはないということで捉えてよいか

異議なし

そうした時に、第8条2項と第9条2項の重複感。これをどうするかということになる。ある意味、同じようなことを規定したことになる。これを8条の参加に規定するか9条の協働に規定するか、若しくは両方で規定するのかがであるが、なかなか両方に規定するとはならないと思うので、事務局としての意見を述べさせてもらおうと、いわゆる市民がまちづくりに参加することに重きを置いて市がそれを支援する仕組みをつくるということ。要は、まず参加があってそれから協働になっていくのではないかと考える。こうしたことから、先ほど委員長がおっしゃっていただいたようにハード面を含めて活動の場ということで市民がまちづくりに参加する場を提供する。市民がまちづくり活動を含め、市政への参加も含め、ソフトも含め、ハードも含め活動の場の提供に努めますということ。あと機会づくりは、9条の環境づくりと意味合いがにている。あるいは活動の場の提供をするということがきっかけづくりになると考えられるなどからすると、これらは、参加するための環境づくりになるのではないかと思う。それと情報の提供と人材の育成は市民がまちづくりに参加する上で重要な要素であると思う。

そうしたことから、人材育成を第8条第2項に持ってきて、第8条第2項を“活動の場の提供”と“環境づくり”、“情報提供”、“人材育成”について規定し、第9条については、第2項を削除し、第1項と第3項にしてはどうかと考えている。

(横山委員長)

機会づくりというのは、活動のきっかけが分からないという市民が結構多い。活動したいけれどもどうしていいか分からない。どうしたら活動できるのか。ということである。したがって、環境づくりは事務局が示したとおりでよいと思うが、それと別に機会づくりは入れた方がよいのではないかとということがひとつと、参加に入れた方がよいのか協働がよいのかということを経験者の皆さんで議論いただきたい。それと活動の場の提供はハードと同時にソフトも含むと考えている。私が北海道のある委員会の委員長をやったときに道設道営で市民活動促進センターがあった。これはまず北海道が設置し、そこに市民活動団体がきていろいろな活動をしていた。印刷機やコピーなどもおいて、活動の場とした。同時にそこに道職員も配置した。そこで情報交換をしたりノウハウの提供をしたりとかソフト面の提供をした。従って活動の場の提供とは両方あると思う。おそらく地域交流まちづくりセンターにおいても場も提供していると同時にソフト面も提供しているのではないと思う。こうしたことも踏まえて参加で規定するか協働で規定するか議論していただきたい。

(板本委員)

事務局の提案でよいと思う。参加と協働はどうしても重なる部分があって、まずは参加することが重要であると考えている。こうしたことから第9条第2項は省くということであり。

(川田委員)

私もそう思う。協働の第2項の方にも定義がしっかりついたので受け入れ易くなった。協働に定義したことを市民参加の方にまとめてしまうということで、第9条は第1項と第3項でよいと思う。

(事務局)

あと反対意見はないか。

異議なし

それでは、人材の育成と環境づくりを8条に持って行くこととしたい。それと委員長が言った機会づくりはどうするか。

(市居委員)

などでくくっているの、あとは解説文や提言の考え方に盛り込むことでよいと思う。

(横山委員長)

ただ、ワークショップでも出たがきっかけがつかめないという意見もあることも間違いのないことで、きっかけづくりという言葉でなくても機会づくりでもよい。

(事務局)

例えば、提言の考え方の中で活動の場の提供の中にきっかけづくりを入れるということではどうか。

(横山委員長)

もう少し、ソフトな問題で、身近なところで何か参加したいという。つまり、どっかのセンターにいった活動するということではない。自分の身近なところで数人集まっているところに自分も参加したいというようなことがワークショップから出た意見であった。

(事務局)

そこは、提言の考え方で環境づくりという言葉の中で整理することとはならないか。活動の場の

提供，環境づくり，機会づくり（きっかけづくり）という言葉が同じ条文に並ぶと意味合いが曖昧になるような気もする。

（横山委員長）

環境づくりの中でそれを説明すればよいと思う。

（事務局）

それでは，環境づくりのなかで，参加する仕組みも含めて，ひとつひとつ今日の議論を提言の考え方に盛り込むということで皆さんはいかがか。そういう方向で条文を整理させていただきたい。最終１５日には第８条を整理してお示ししたい。今日は方向性をつけたということにしたい。

異議なし

（事務局）

【第１０条コミュニティ～第１８条総合計画】

（資料により訂正案の確認・確定）

異議なし

続いて，第１９条組織であるが，前回“肥大化防止”という言葉には，現状維持も含まれることから，“効率的・機能的な”という言葉ではどうかという調整案を示させていただいたが，川田委員から，規模だとか職員数を３千人から２千人にするという努力を条例に規定したいということで，訂正案を調整させていただいた。

やはり，組織の基本原則としては，簡素で効率的かつ機能的なことが求められることから，第１項にこれらを規定した。

第２項を，川田委員の趣旨を踏まえ，“市は，常にその組織のおよび運営の合理化に努め，その規模の適正化を図らなければなりません。”という条文で調整した。組織の合理化のみならず仕事のやり方も合理化していかななくてはならない。合理化とは無駄を省き効率性をあげることであり，要は，組織も仕事のやり方も無駄を省いて効率的にしましょうと言うことを前段で規定した。

後段は，規模の適正化ということで，市職員数の規模を適正化することを規定した。これは，縮小とか職員数の削減とかは，基準がない言葉になってしまうので適正化という言葉にさせていただいた。文章全体をみれば，合理化や適正化という表現からは肥大化していくとは取られないようにしている。さらには地方自治法においても同様な規定もあることからこのような調整案とした。

あと，前回“職員の意識改革”については，組織の項目にはなじまないのではないかとの意見を述べさせて頂いたが，重要なことで規定すべきとのことでしたので，第３項として規定しておりますが，これは，後ほど法制的な部分も含めて規定する部分がここでいいのか，市長の責務がいいのか，職員の責務がいいのかを整理させていただきたいということで，第２項の規定は調整案でどうか。

（川田委員）

言っていることも分かるが，肩すかしされた気がする。

（事務局）

“肥大化の防止”を“組織や運営の合理化”と“規模の適正化”ということで，どちらかと言え

ば運営も規定して、一步踏み込んだとは思っている。

(横山委員長)

川田委員からすれば“組織・運営の合理化”というのと“肥大化の防止”というのではどちらが趣旨に近いのか。

(川田委員)

趣旨からすれば“肥大化の防止”である。縮小・縮減への努力という規定を生かしたい。

(事務局)

肥大化の防止とすれば、現状維持も入ってくる。規模の適正化を図るとすれば、例えば人口が減っていくなかで、そもそも肥大化の防止ではなく、人口規模にあった職員数に見直していかななくてはならないと考えている。夕張が人口減少に職員数の削減が追いつかなかった。そういうことを考えれば、事務局としては、規模の適正化の方が厳しいと考えている。

(川田委員)

国や地方を含めて役所は、常に自分の仲間を増やし仕事を増やそうという圧力があると思う。この条例の中で、それに“たが”をはめたいということであり、規模の適正化ということで、その“たが”になると思うか。

(事務局)

今の地方財政なり地方の状況を踏まえた時に、定員の適正化や組織運営の合理化という規定は、少なくとも職員数を増やそうという規定ではないと思う。提言の考え方には川田委員の言っている趣旨も記載しようと思いますが、ただ、この条文を誰が読んだ時にも、職員数をどんどん増やそうという規定にはなっていないと思う。

(川田委員)

そうはなっていないと思う。ただ、一度増やした職員数を落とす苦労は、行政改革課長が一番知っていると思う。私としては、もっときつい表現を期待していた。

(事務局)

ただ、削減するにも根拠が必要である。そうすれば規模の適正でしかないと思う。単純に増やしてはいけないとか、減らさなくてははいけないということではなく、やはり適正化に努めるということではいけないと思う。

(板本委員)

文章としたら、このくらいが適当だと思う。あとは、議会と市民が厳しく見るということが必要である。

(市居委員)

今の規定の中で、運営の合理化ということが、一番強いところだと思う。私のところも人数はたくさんいるが、退職不補充でスリム化している。そのときに仕事を見直すと何か別の発想がなければならぬと思うので、運営の合理化ということは非常に重要なことであると感じた。

(敦賀委員)

私も、川田委員と同じ考え方であり、もっと厳しく書いてもいいくらいだとは思っている。函館市の職

員数も多いことは分かっている。しかし、これ以上踏み込むと議会的な対応も厳しい。これがぎりぎりだと思う。

(川田委員)

適正化とした際には、求められる水準に対して適正ということで、求められる水準が違っていれば意味がない。市には、その辺をしっかりともらいたい

(横山委員長)

川田委員からすれば、旭川市との比較だと思う。

(敦賀委員)

他都市と比較しても職員数は多い。

(事務局)

今の行財政対策が実行されれば、旭川市とは同じくらいにはなれると思っている。

(敦賀委員)

旭川市は、さらに職員数削減をやってくると思う。

(事務局)

函館の方が急激に削減している。そういう意味では、4年後くらいには追いつくと思っている。

(横山委員長)

難しい問題である。現業部門の職員数ばかり減らしても市民サービスの低下に繋がる。もっと事務管理部門を減らすことも必要である。旭川市も現業部門を委託し、現業職員を事務管理部門に持ってきた。これをやれば組織の合理化にはならない。現業の人が事務の仕事を急にやることは、現実的に難しいと思う。

(川田委員)

ほかに他の委員の意見がなければ、事務局の調整案で了承したい。

(事務局)

第20条財政運営では、前回の委員会で、財政運営と財産管理は一線を画しているということで財産管理を削除してはどうかという意見を述べさせていただいたが、市民の貴重な財産を適正に管理することは、重要なことであり、規定すべきとのことでしたので、財政運営とは、別に1条を設けて規定させていただいた。その他は、前回整理した内容で訂正している。

異議なし

(事務局)

【第21条行政手続～第24条出資団体】

(資料により訂正案の確認・確定)

異議なし

次に、第25条指定管理者制度であるが、文言の整理は訂正案のとおりということで調整させていただいている。ただ、こちらからの意見として

(横山委員長)

これは、次回の議題にしたい。意見が分かれている。全部削除する、第1項だけ残す、第2・3

項だけ残す，全部残すという意見もあった。時間がかかるので，次回の議題とした方がよい。

(事務局)

了解した。

【第26条行政評価】

(資料により訂正案の確認・確定)

異議なし

第27条監査制度であるが，函館市は既に個別・包括の外部監査制度をもっており，監査委員制度も法令に基づき実施することから条例に盛り込むことは難しい旨，前回意見を述べさせていただいたが，監査制度は重要であり，札幌市の条文を参考にして条文を残すことと整理されたところである。札幌市については，監査制度について規定しているのではなく，公平・公正に行政運営をするための制度の整備に努めることとし，その中に監査制度やその他の制度の整備に努めますとしていた。法制とも協議したが，監査制度として規定するのであれば，法令に定まっている手続・手順を規定するのではなく，第1項に示した“市は，適正で，効率的かつ効果的な行財政運営を確保するため，法令に基づく監査を実施し，その結果を公表します。”とし，第2項で，これは，まだ条文ができあがっていませんが，地方自治法の改正などで現在，地方が求められていることで監査制度の充実ということの規定するのであれば，法令を補う条文として意味があるという意見をもらっている。条文そのものは15日に議論したいが，第1項は訂正案に変更し，監査機能の充実を第2項に規定するという方向性は了承していただけるか。

(市居委員)

訂正案の第1項だけで十分通用するのではないか。

(事務局)

おかしくはないと思う。ただ議論の中で監査制度は重要な要素であるということでしたので，少し強く規定するということで監査機能の充実を2項にしてはどうかということである。

これは，まだ監査事務局との調整も付いていないので，規定できるのかできないのかも含め調整させていただきたい。

(横山委員長)

次回に調整案を出していただきたい。

(事務局)

了承した。

(事務局)

次に，第28条附属機関であるが，前回“市政への参加機会を広げるため”という目的をにおいては，どうかという意見を述べさせていただいたが，市政とまちづくりの議論となり，参加・協働の章を整理してから再度協議することとされていた。各種審議会については，市政には間違えないと思う。まちづくりについては，市政が絡まない部分もあり，そういう部分の参加の機会を広げるための審議会ではないことから，市政でよいかと思うがどうか。

(横山委員長)

“市民の市政への参加の機会を広げるため”の部分は削除して“市は、審議会等の～”としても問題ないのではないか。市政というのはあと何回でてくるのか。ここだけではないか。市政と言う言葉に違和感がある。

(事務局)

目的をおくということで、例えば市民参加や協働の章にこの条文があるのであれば分かるが、行政運営に規定するのであれば、目的をおいたほうがよいのではないかと趣旨である。

(横山委員長)

行政運営全てに目的をおいているか。ないものあるので目的はいらないのではないかと。

(事務局)

市政という言葉に意味合いが不確かで違和感があるということから削除するという趣旨でよいのか。

(横山委員長)

この条例であまりつかっていないので違和感がある。

(庁内検討プロジェクトチーム)

住民投票制度・市職員の責務・市長の責務のなかでも使っている。

(横山委員長)

それは、市政ということはよく分かる。

(事務局)

他の委員の皆さんはどうか。市政の意味合いが不確かで、あっちの市政とこっちの市政の意味が違うということで削除すべきとなれば削除する。なくても十分に意味は通ると思う。

(木下委員)

あったほうが、条文としての座りはいいと思う。“市政”と“まちづくり”の違いの議論はあると思うが。

(板本委員)

訂正案で違和感を感じない。

(横山委員長)

広い意味での市政であるかもしれない。

(事務局)

訂正案でよいか。

異議なし

第29条広聴制度については、素案のままということで、訂正案欄にはそのまま素案を記載している。それと前回、不利益を受けない規定を置いた方がよいのではということで、第5項を付け加えたがどうか。

異議なし

【第30条国・北海道等との協力および連携～第32条国際交流】

(資料により訂正案の確認・確定)

異議なし

最後にオリジナルの部分であるが、前回、板本委員から発言があったが、自治基本条例に規定する条文は、自治の基本たるもの、市民自治を達成するためのものが一般的に規定される。これまで函館のオリジナルとして函館市にとって普遍的な課題で個別政策に踏み込まないものとして様々議論していただいている。法やいろいろな市の政策・施策がある中で、個別特化した分野のまちづくりについて規定するというのは、私どもにも若干の抵抗感はある。前回は、すべてを提案することで、どこかの章に盛り込んでみてくれとの要望もありましたが、やはりこの分野のものは、これまで議論してきたどの章にも盛り込むことは難しいと思っている。盛り込むとすれば参加・協働あるいは行政運営という章になるが、難しいと判断した。安直ではあるが、10章と11章に“安全・安心で心豊かなまちづくり”と“にぎわいのある美しいまちづくり”という形で提案いただいたオリジナルを分類してみた。章の名称も仮置きではあるが、分野を分類すればこの2つくらいであまり詳細に分類しても意味はないと思う。

ただ、何回も言わせていただくが個別政策分野でどこまで踏み込んで規定するのは議論の余地があるのではないかと考えている。市政に対する重要な意見として、提言書に条文として書いていただくのか、その他の提言として書いていただくのか皆さんでご議論いただきたい。最終的には提言書は皆さんの意見が反映したものとしたい。

(横山委員長)

この中で、バランス上削除できるものはどれか。私が気になっていたのは、生涯学習ところで学校教育との関連もある。社会教育も書くとしたら義務教育とか高等教育も書かなくてはいけないのかなとも思う。そういうことから生涯学習については、どうかという感じも持っている。あとノーマライゼーション、子どもの健全育成、市民活動の場の充実、安心安全なまちづくりは、函館市にとって切実な問題としてあると思うし、また、そうしなくてはいけない問題だと思う。そうした時に、生涯教育と義務教育の問題が気にかかる。

それから、第11章で地場産業の振興を入れるということは、まさに切実な問題であると思う。そういうことから私が議論するとすれば生涯学習の点だけかなとは思っている。

(事務局)

前回も庁内プロジェクトチームの方からも言わせていただいたが、このオリジナルとして出された項目はどれひとつ重要でないものはないと思っている。ただ、函館市として市長が提案する条例として考えたときに、総合計画に重要プロジェクトとして位置づけられている政策分野やこれ以外の政策分野がある中で、具体的に総合交通体系、国際水産海洋都市構想など条例に規定されない政策分野をどうするのかということとの兼ね合いが難しい。一つ二つの分野に特化した規定とは別に、ある程度盛り込んだ時の規定でその分野を選択した意味合いが求められるということである。

(板本委員)

このまま出すとすれば、教育関係の人は「なぜ教育改革をださないのか」。福祉関係の人は「福祉関係が入っていないんじゃないか」ということになる。私からすれば、国際貿易や港湾振興が入っていないということとなる。こういう意見がでてきたらどうするのか。なんで落としたのか。な

んでこれだけなのかきちんとした説明が必要だと思う。

(横山委員長)

ただ、個別政策を羅列的に出しているわけではない。地域オリジナルを規定しようとしたときに、函館市の個別政策を自治基本条例の盛り込もうという趣旨ではないという議論をこれまで深めてきた。その中で今回提案されたものは、個別政策ということではなく、もう少し広い意味での普遍性を持ったものとして捉えられるものがほとんどだと感じている。皆さんはどうか。個別政策ではないと思うが。

(事務局)

私どもが言っている趣旨は、提案の一つ一つについては、函館市にとって重要なそして普遍的な課題であり、個別政策でもないという認識している。そのうえで市には普遍的な課題で個別政策ではない課題が提案以外にもまだあるということで、自治基本条例として市長がこの分野に絞って提案することの難しさもご理解願いたいということである。

提言として出すということに間違いはないが、この前お見せした四角に困った条文案として出すのか、検討委員会として重要な付帯の意見として出すのかということも議論いただきたい。ただ、これらの庁内での議論にはなるが、全て条例に規定することも難しい面もあることも理解願いたい。

(横山委員長)

提言書案としては、相当議論してきた訳ですし、個別政策として議論した訳でもない。3、4回は議論したと思う。ある面、各委員が一番熱心に議論したところである。そうしたことから、少なくとも検討委員会としての案としては、地域オリジナルとして、それはそれで出していかなければいけないと思う。ただ、函館市の市長さんがどう判断されるかは、後はお任せするしかないと思う。我々は相当熱心に議論した訳であり、もしこの中で非常に個別政策に近いというものがあれば外すことはやぶさかではないと思っている。

(事務局)

個別政策でないということ、また、どれ一つ重要でないものはない提案と思っている。提言として記載するという事で理解させていただいたが私どもの言っている趣旨もご理解願いたい。

(横山委員長)

総合計画も多治見市のようになれば別だが、どこも総花的なものである。

(事務局)

函館市のこのたびの総合計画は、基本計画総論の中で重点プロジェクトというものも設けている。そこに掲げる主要施策もあり、総合計画における主要施策や自治基本条例に規定する普遍的な課題とどう折り合いを付けるか、提言が出された以後、私どもは難しい判断をしなくてはいけないということである。

(横山委員長)

もう少し生産的な議論をすれば、この中で、省けるものを、今、検討委員会の中で議論したほうが良いと思う。

(事務局)

これは、出さないでくれとかということではないので、提言として受け止めさせていただく。

(横山委員長)

あとは、条例を提出する市長の判断になるのかもしれない。

(沢口委員)

せっかく考えたのだから全て提言し、あとはどう判断いただくかは、お任せするしかないと思う。

(板本委員)

提言をしたものは、できる限り尊重していただきたいと思っている。

(横山委員長)

これは提言書という話では結構あることだが、必ずしも全てが行政に反映されるものではないと思いますから、できるだけ反映してもらうよう努力していただきたい。事務局は、この検討委員会の考え方を正確に伝えていただき、あとは市長の判断である。次回にもう少し議論したい。

(事務局)

それでは、次回は最終調整案として文書法制課と協議した結果と積み残した部分を整理したい。

(横山委員長)

改めて、最終調整は必要ないのではないか。本日確認したものが最終案でよい。次回は、参加協働の条文、指定管理者、地域オリジナルについての議論で時間がかかると思う。それでも文書法制課と協議した最終調整を行うのであれば、もう1回は必要になると思う。

(市居委員)

本日、確認していただいたものと次回のを最終として提言書にまとめてもらい、提言を受けてから法制的な整理は、提言後にお任せするしかないと思う。

(大江委員)

これまでの調整では、文書法制的にまだ甘い部分があるのか。

(事務局)

細かい表現等は、まだまだこれから詰めないといけないと思う。大きくいえば、例えば、コミュニティの定義等をどうするかということはある。次回はその大きな部分をお示ししたいと想定しており、原案のとおりということであれば、そのまま提言することとしたいと思っていた。

(横山委員長)

次回で、参加協働の条文、指定管理者、地域オリジナルを議論して、法制的な整理をしていただいたものを1月に見せていただくということではどうか。

(事務局)

1月にしても、100%条例案とはならないと思う。これから庁内議論なども必要であり、最終的な法制的な詰めができるかという難しいと思う。次回は大きな部分を説明させていただき、細かい部分は法制的に整理させていただきたいとは思っていた。

(横山委員長)

意見の過程を生かして提言書として出すことが重要であり、法制的なものまで100%きちっとしていなくてもよいのではないか。それでも他都市では、8~9割方は提言の趣旨を汲んでもらっ

ている。

(事務局)

それでは、本日確認したものは最終でよいということで、次回は、参加協働の条文、指定管理者、地域オリジナルを議論したいと思います。

3. 閉 会